

# 企画競争説明書

業務名称：ジブチ国バルバラ地区小中学校建設計画準備調査

案件番号：190031

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年3月27日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年3月27日（水）

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

（1）業務名称：ジブチ国バルバラ地区小中学校建設計画準備調査

（2）業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

（3）適用される契約約款雛型：

（○）成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

（ ）業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

（4）契約履行期間（予定）：2019年5月中旬～2020年3月上旬

## 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### （５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１９年４月３日（水） １２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法： ２０１９年４月８日（月） までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

### 7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１９年４月１２日（金） １２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部  
見積書 正１部 写 １部

#### （５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

#### （６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

第3章 6. 業務の内容（4）及び別紙1に記載の自然条件調査。

**【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて**

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) DJF 1 = 0.622920 円
- b) US\$ 1 = 110.700000 円
- c) EUR 1 = 125.991000 円

5) その他留意事項

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任／施設計画
- b) 建築設計
- c) 教育計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.20 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年5月10日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：小中学校建設に関するO/D, B/D, D/D, S/V.

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

( ) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

##### 【業務主任者（業務主任／施設計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：小中学校建設計画に係るO/D, B/D, D/D, S/V.

b) 対象国又は同類似地域：ジブチ 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 建築設計】

a) 類似業務の経験：小中学校の設計に係るO/D, B/D, D/D, S/V.

b) 対象国又は同類似地域：ジブチ 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力：語学評価せず

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 教育計画】

- a) 類似業務の経験：教育計画に係る業務
- b) 対象国又は同類似地域：ジブチ 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

( ) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

ジブチ国バルバラ地区小中学校建設計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任／施設計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 教育計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



### 第3 業務の目的・内容に関する事項

#### 1. 要請の背景・経緯

人口約 95 万人を抱えるジブチ共和国は、国家開発計画である「ジブチビジョン 2035」の実施戦略である 5 か年計画「成長加速化と雇用促進戦略 2015-2019」において人的資源開発を重要課題の一つと位置付けている。その中でも特に質の高い基礎教育環境の実現が急務とされており、①初等教育（小学校課程）で 594 教室、前期中等教育（中学校課程）で 707 教室の整備、②初等教育における二部制授業の撤廃、③都市部における一教室あたりの平均児童数を 2019 年までに 40 人以下とすること、を通じた初等及び前期中等教育における教育機会へのアクセス向上と質の強化が掲げられている。

児童・生徒の過密が深刻である首都ジブチ市では、一教室あたりの児童数・生徒数が初等で 56.3 人、前期中等で 77.2 人となっており、特にバルバラ地区（人口約 32 万人）では全小学校の 73%が二部制の授業実施を余儀なくされている（国民教育・高等教育省統計、2017 年）。初等・前期中等いずれにおいても教室数の不足は顕著であることから、当国の「教育行動計画 2017-2020」では同地区に対して重点的に支援を実施していく旨が明記されている。

「バルバラ地区小中学校建設計画」（以下「本事業」という。）は、バルバラ地区において小中併設校を建設し、必要機材を整備することで、上記の基礎教育に係る課題解決を図るものであり、当国の開発計画の早期実現に不可欠かつ優先度の高い事業として位置づけられる。JICA では、「対ジブチ共和国国別援助方針」（2014 年 4 月）において、経済社会開発を下支えする人材の育成を重点分野としており、教育の質の向上をはじめとした基礎的社会サービスの向上に繋がる人材育成を行うことを目標としている。

本事業は、ジブチ国での小中学校建設を通じて、同国の基礎教育環境の向上を促進するものであり、上記の援助方針とも合致する。今回派遣予定の準備調査は、要請内容の必要性及び妥当性を確認し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

#### 2. プロジェクト概要

##### (1) 上位目標

ジブチ国における基礎教育へのアクセス及び学習環境が改善される。

##### (2) プロジェクト目標

ジブチ市バルバラ地区において、小中併設校を建設し、必要機材を整備することにより、同地区内における基礎教育へのアクセス拡大と就学環境の改善が図られる。

##### (3) 期待される成果

対象地域における小中学校施設が整備される。

##### (4) プロジェクトの成果指標

- 1) 成果指標（数値）：バルバラ地区における 1 教室あたりの児童・生徒数、建設した小中学校において継続利用可能な教室数、建設した小中学校の就学児童・生徒数（男女別）
- 2) その他成果指標：成果指標（数値）を含め、本調査にて検討する。

##### (5) 我が国への要請概要

詳細は以下のとおり。

【施設】（小中併設校 1 校の新設：2 階建／延床面積 6,500 平米）

・小学校部分：一般教室 20 教室、トイレ、事務室 1 室、図書室 1 室

- ・中学校部分：一般教室 30 教室、特別教室 8 教室（実験室等）、トイレ、事務棟 1 棟、図書室 1 室、教員室 1 室、運動場 1 か所の建設

【機材】家具、事務用品、実験室機材、コンピューター関連機材

(6) 要請サイト

本案件におけるジブチ市内バルバラ地区における計画対象サイト（バルバラ地区内ナッシブ（Nassib）区域は、現状において先住者等も無くほぼ更地になっており、事業実施機関であるジブチ国民教育・職業訓練省によって土地取得済みとの報告がなされている。

(7) 関係官庁・機関

主管官庁：国民教育・職業訓練省（Ministère de l'Education Nationale et de la Formation Professionnelle, MENFOP）

(8) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の主な援助活動

ア 無償資金協力

プロジェクト名	E/N署名日	供与額	サブスキーム	対象地域	概要
中学校校舎建設計画 I	1994 年	9.17 億円	一般プロジェクト 無償	ジブチ市バルバラ地区	教室棟（普通教室 30、特別教室 5）、管理棟（校長室、教員室、図書室等）トイレ棟、体育館、変電棟
中学校校舎建設計画 II	1994 年	5.48 億円			
小学校建設計画 I	1998 年	5.34 億円	一般プロジェクト 無償	ジブチ／バルバラ／アリサエビ／ディキル／タジュウラ／オボック	小学校 8 校 80 教室、校長室 8 室、図書機材教室 8 室
小学校建設計画 II	1999 年	6.52 億円			
基礎教育強化計画	2003 年	7.87 億円	一般プロジェクト 無償	ジブチ国内 4 市	小学校 3 校 40 教室、中学校 2 校 74 教室、理科教室及びトイレ棟
初等・中等教員養成校建設計画	2010 年	7.67 億円	コミュニティ開発 無償	ジブチ市内教員養成校	初中等教員養成校の新設と学習機材の供与

イ 技術協力

プロジェクト名	実施期間	サブスキーム
初等・中等理数科教員養成	2014 年 4 月～2017 年 3 月	国別研修
理数科教育アドバイザー	2017 年 5 月～2018 年 9 月	個別案件（専門家）

2) 他ドナー等の援助活動

- ・世銀は「Access to Quality Education Project」と称して、南部ディキルで小学校 1 校の建設及び必要機材の整備、並びに既存校 6 校における教室の増設に融資予定。
- ・中国はバルバラ地区の西側に位置する PK13 地区において小中一貫校（併設校とは異なり、現地エリートを対象とする一貫校）を 1 校建設中

- ・このほか、クウェート政府が2017年までに、6校45教室の小学校建設支援を実施見込み。

### 3. 業務の目的

本業務では、本邦企業による無償資金協力（施設・機材等調達方式）の活用を前提とし、プロジェクトの背景、目的及び内容を確認、本プロジェクトの位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うことを目的とする。さらに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項を提案することを目的とする。

具体的には、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがジブチ国側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 4. 実施方針及び留意事項

#### (1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①本邦企業の活用による無償資金協力による学校建設のための必要な情報収集、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査Ⅰ、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査Ⅱ、の計2回の渡航を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

なお、本業務における建設対象の学校は、1994年に我が国の無償資金協力で実施し、今なお現地から高い評価を受けている「中学校校舎建設計画」（フクザワ中学校）の設計思想を踏襲し、地域の基幹校となり得る品質を備えた学校の建設を目指すことを想定しているが、供用開始20年以上が経過しているため、より適切な仕様を検討する。

#### (2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時、JICAと十分な協議を行うこと。

なお、特に以下の2つの段階においては、本邦コンサルタントはJICAが開催する会議に参加し、計画内容について必ずJICAの確認を得る。

1) 現地調査Ⅰ帰国後：現地調査Ⅰの結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。また、設計・積算方針会議にて、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 現地調査Ⅱ派遣前：計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容をJICAに説明し、確認を得る。

#### (3) 設計・積算に係る参照マニュアル

本業務において設計・積算を行うにあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）、「同補完編・機材編」（2017年7月）を参照する。本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

#### (4) 対象候補サイト選定に係る調査方針

ジブチ政府からの要請サイト（バルバラ地区ナッシブサイト）に関し、現地調査 I においては、新規建設校、施設コンポーネントの優先順位を合意の上、予定地の調査を実施し、調査結果を踏まえてサイトの確定を行うものとする。なお、対象サイトはすべて用地取得済みとの事だが、現地調査 I において、ジブチ側と再度確認を行い、同結果に基づいて現地調査を実施する。

踏査に際しては、ジブチ側政策、就学需要、アクセスや水源等を含むサイト条件、土地の確保、既存施設及び周辺の小・中学校運営状況、施工管（監）理拠点からサイトまでの距離、電源の位置と距離、邦人立入にかかる安全性（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、治安状況、首都からサイトまでの移動時間）、他ドナーとの重複等の情報を収集・分析する。特に、建設作業及び施設供用開始後に不可欠となる商用電源や給水の接続位置や容量など、対象サイトにおける基本インフラの整備状況については、重点的に調査を行うこと。さらに、新設校に係る就学需要については、教育事務所における統計のみならず、要請サイト周辺の位置から就学可能な範囲に所在する小・中学校において過去数年間の就学者数、今後の就学需要等について十分に情報収集を行うこととする。以上の結果を踏まえ、JICAはジブチ側と協議の上で、建設サイトの最終的な確定について合意する。

なお、バルバラ地区においては、本案件での建設候補地となっているナッシブサイトの他に、同じ地区内のバルワコサイト（ナッシブサイトから車で20分程度）においても、新たな無償学校建設の検討が開始される可能性がある。このため本案件の調査においては、バルワコサイトにも1日程度立ち寄り、将来的な同サイトにおける学校建設の可能性について、JICAへの助言として取りまとめることとする。

#### （5）計画コンポーネントの優先順位の確認及び付加価値の創出

無償の実施段階にあたっては、E/N 及び G/A 署名後の積算・入札結果により計画コンポーネントの一部が実施できない可能性もあるため、対象サイト及び各コンポーネントの優先順位及びスコープカットのリスクについて、ジブチ側と十分協議を行った上で確認を行う。また要請されていないものの必要なコンポーネントがあれば、ジブチの標準的なモデル校と照らした上で、先方と協議の上、その適否を検討する。その際、JICAが行った基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」を参考にしつつ、ジブチ国のニーズから求められる機能を確認し、本プロジェクトにて付与できる付加価値について考察を行い、妥当性の精査を行った上で、提案を行うこと。

#### （6）工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイダンス（2014年9月）」（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ジブチの最近の既往調査報告書等やJICA事務所からジブチでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、「安全管理ガイダンス」の安全施工技術指針及び収集したジブチの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりジブチの他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICAの現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でJICA事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報についてJICAジブチ支所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ずJICAジブチ支所に報告を行う。

## (7) 報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」（以下、「無償報告書ガイドライン」）に従う。

## 5. 業務の内容

上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

### <国内事前準備>

- (1) 要請書および関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。
- (2) ジブチ政府・主要ドナーの教育セクターにおける関連報告書を精査し、基礎情報を収集するとともに、現地調査計画・協力計画を検討する参考とする。
- (3) 上記(1)(2)を踏まえて、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度、調査・協力の方針・計画、留意事項、双方の役割分担等）、質問票を作成する。

### <現地調査 I>

#### (1) インセプション・レポートの説明・協議

総括及び協力企画団員に協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度〔特に施設・機材等調達方式〕、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、留意事項、双方の役割分担等）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

#### (2) プロジェクトの背景、目的、経緯の確認

- ア 先方との協議を通じて、本プロジェクトの政策的な背景・目的を明確にするとともに、要請された内容、ジブチ国実施体制（組織・予算等）、要請されている各コンポーネントの優先順位を確認する。
- イ 国家開発計画、教育政策、教育セクター開発計画等、上位計画における本プロジェクト計画の位置づけを確認する。加えて、バルバラ地区における整備計画の詳細と、現在までの進捗についても確認する。
- ウ 本プロジェクト計画の実施妥当性を検証するために必要となる教育セクターの基本統計、データ、資料（スクールイヤー含む）等を収集する。カリキュラムに関する資料を収集し、要請コンポーネントとの適合性を確認する。
- エ ジブチ国バルバラ地区における小中学校施設建設・改修の進捗状況と今後の整備計画、要請対象地域の社会環境を調査し、要請地域・要請校の位置付けを確認する。
- オ 1教室あたり適正生徒数等の基準や通学圏を踏まえた学校設置基準、教育施設整備基準等を確認する。
- カ 対象地域における前期中等教育に関する以下の項目を含む状況を確認し、必要教室数及びコンポーネント等を検討する。
  - ・ 現在の男女別、生徒数及び将来の予測
  - ・ 対象サイトにおける衛生環境、生徒の衛生に係る意識、建設予定中学校に進学が予定される小学校の状況
  - ・ ジェンダー格差
  - ・ 立地による格差
  - ・ 障害を持つまたは特別な支援が必要な生徒の状況
  - ・ 対象地域における特異な教育事情の有無

- ・ 周辺コミュニティの状況
  - ・ 小・中学校卒業後の進路状況
- キ 対象校周辺小中学校における教員配置状況、勤務状況、及びその資質（教員資格等）を確認する。
- ク ジブチ国内及びバルバラ地区における初等・中等教員の育成状況と今後の計画を確認する。
- ケ 全国及びバルバラ地区における教員採用・配置計画を確認する。
- コ 代表的な中学校における年間の学校運営予算（学費、政府補助金等）に関し、予算計画及びその執行管理状況を確認し、施設の維持管理に関する実態を確認する。
- サ 主要な他ドナーによる教育分野の事業概要を確認する。
- シ 他ドナーによる小中学校施設整備の計画、実施状況（実施体制、設計・仕様、施設整備後の年数や現状（劣化状況含む）、建設費等）を把握し、計画の参考とする。小中学校設整備計画に関しては、建設予定校、協力内容等を確認し、本プロジェクトとの重複がないことを確認する。
- (3) プロジェクトの実施体制の確認  
プロジェクト実施機関である国民教育・高等教育省（MENFOP）について、その組織・人員体制、財政・予算、さらに施工監理技術水準等の実施体制を確認する。
- (4) 候補サイト状況（自然条件等含む）調査候補サイトの踏査：現地調査I
- ア 国民教育・職業訓練省（MENFOP）と協議の上、調査対象サイト（ナッシュブサイト）の踏査を行い、サイトの形状（敷地の広さ・形状、傾斜、地質・地盤状況、既存建造物・地下埋設物の有無及び撤去または移設の必要性・配置状況、教室過密状況等）、想定される施工管理/監理拠点からサイトまでの距離及びアクセス状況、土地の確保状況、土地の所有権、水源、水道・電気等の引き込み状況、雨季の施工計画に与える影響、邦人立入に係る安全性（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、警備状況）等の調査を行う。
- イ 要請には含まれていないが、プロジェクト目標達成のために必要なコンポーネントがあれば、先方との協議の上で検討する。なお、敷地の形状や年間降水量等をもとに、計画敷地内における雨水排水工についても検討する。
- ウ 本業務にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、建設予定地における気象、地質、地盤等に係る基本的情報を収集するとともに、「地形測量」、「地質・地盤調査」、「地下埋設物確認調査」を行う。
- エ 自然条件調査の詳細は別紙1のとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。自然条件調査については、現地再委託にて実施することを認める。
- オ 本案件の建設予定となっているナッシュブサイトに加え、同バルバラ地区内にあるバルワコ（Barwaqo）サイトにも立ち寄り、同地区での将来的な学校建設の可能性について確認する。調査は、バルワコサイトにおける用地確保や周辺のインフラ整備、宅地計画、周辺小中学校の運営状況等の確認を中心とし、地質や地盤等に関する調査は実施しない。

(5) 施設、設備、機材計画調査

- ア ジブチにおける標準設計、耐震・耐熱等の構造の学校設計プロトタイプ、建設関

連法規の有無、プロジェクトにおける環境評価の可否や手続等を確認する。

- イ 施設規模については、「教育・社会状況調査及び自然状況調査」を踏まえて妥当性、効率性、持続性を十分に確認し、適切な施設規模を設定する。
- ウ 本要請の各コンポーネントについては、ジブチ国標準施設仕様やカリキュラムとの整合性、計画対象校及び他校における整備・活用状況、効率性、持続性の検討を行う。

(6) 運営・維持管理体制調査

先方の実施機関の組織、人員、能力、財務内容、役割分担等を確認する。財務内容については、各機関の支出内訳(施設建設費、教員給与、維持管理費、教材購入費、プログラム実施費等)を確認し、それぞれの役割を把握する。特に維持管理費については、施設建設後に追加で必要となる予算に十分に留意し、ジブチ関係機関に対して、今後の予算計画を確認する。

(7) 調達事情調査(現地調達、第三国調達、サブコン等)

- ア ジブチの現地業者の受注・施工実績、施工能力・技術力、人員、機材、財務力等の詳細な調査を行う。
- イ 調査対象地域における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況、物価上昇率等について詳細を調査する。
- ウ 資機材・消耗品等の現地調査、他国(本邦または第三国)を含めた調達先・価格(輸送費及び輸入価格を含む)及びアフターサービスの内容等を考慮し、資機材調達法の検討を行う。

(8) 施工計画調査(関連法規等)

ジブチでの設計・建設行為に係る法律・許認可等を確認する。

(9) 過去の案件に関する教訓等の情報収集

施設・機材等調達方式による実施に必要な留意点(実施体制等)を整理する。

(10) ジブチ側環境社会配慮に関する調査

ジブチ側の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本プロジェクトの 카테고리を確認するとともに、本プロジェクトの実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

現地調査によって得られた環境社会影響関連事項を踏まえ、「JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」に基づき、ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、経済社会状況等)の確認、先方政府の環境社会配慮制度・組織・法令・基準の確認を行い、Environmental Impact Assessment(EIA)または IEE (Initial Environment Examination) レベルか否かの確認を行う。また、必要に応じて、環境社会配慮カテゴリーの確認を含む次の調査を行う。

- ア スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- イ 重要な環境社会影響の予測
- ウ 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- エ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- オ 事業許認可取得のために必要となる行政手続き実施支援
- カ 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の検討
- キ 関連資料(含む環境チェックリスト案)

## ク ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

### （11）相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないように留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認の上、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。この情報は詳細設計（Detailed Design: D/D）時にさらに精査・更新されていくものである。

### （12）税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）と、還付となる予算について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI 等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめる。

### （13）ジェンダー課題に関する調査

- ア 建設予定地域周辺の小・中学校における児童・生徒数や教員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- イ 既存小・中学校を視察し、女子児童・生徒や女性教員に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女子児童・生徒の就学促進のための改善案に関する情報を収集する。
- ウ 施設計画（設計仕様など）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。
- エ 女子児童・生徒の中途退学の実態および原因に関する情報を収集し、女子児童・生徒の継続就学を促すための改善案に関する情報を収集する。

## <国内解析 I >

### （1）プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。現地調査 I 帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針の要約をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。本プ

プロジェクトの実施上のリスクを総合的に勘案し、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

#### ア 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

#### イ 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

##### <施設計画>

施設計画は、ジブチ施設基準、既存中学校施設の活用状況、カリキュラム、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、要請のあったコンポーネントのうち、トイレ等の付帯設備、教育家具等については、対象地域内の他の小学校及び中学校施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。また、白蟻被害や蝙蝠被害等の現状を踏まえ、本対策についても検討する。

##### <設備計画>

設備計画については、ジブチ整備基準、既存中学校での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

##### <機材計画>

先方による運営維持管理状況に応じた機材計画の立案をおこなう。その際、過去の無償資金協力により建設（計画）した小学校教室及び他ドナーにより建設された小中学校教室の設計・コンポーネント・機材の使用状況・運営状況等を参考にする。また、コスト削減に留意した計画の立案をおこなう。

#### ウ 概略設計図

#### エ 施工・調達計画

施工監理/管理拠点からサイト地までのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関連法規等を勘案し、適切な施工体制、監理/管理体制、工程計画（工法、工期、入札ロット分け）、品質管理計画（品質基準の確保方法、資材毎の品質確保のための確認方法等）を作成する。なお、対象サイトの治安上の懸念から、ガードマンの配置等が必要な場合には、施工方針等に組み入れ、積算に反映させる。更に、夏場における酷暑や砂嵐（ハムシーン）など、ジブチ特有の気象条件が及ぼす影響についても十分留意の上、施工計画を行う。

- ・ 施工・調達方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（ジブチ負担工事との区分）
- ・ 施工監理方針・計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

#### （2）過去の案件に関する教訓等の情報収集

同一地域または同一国、類似分野で先行する案件がある場合は、先行案件の実施上の課題や教訓について、調査を行う。工期設定、現地企業・調達業者に関する情報、現地入札制度等について確認を行う。特に、過去ジブチにおいて実施した一般無償案件、またコミュニティ開発支援無償案件が直面した課題や問題については、十分な情報を得る。

さらに本案件にて調査を実施した、バルワコ地区における将来の学校建設の可能性に

つき、JICA への助言として取りまとめる。

### (3) プロジェクトの運営・維持管理計画に関する検討

ジブチにおける小中学校施設の運営・維持管理計画（教員・事務員雇用、生徒募集、資金調達、学校運営等）を整理し、その実現可能性について十分検討する。並びにプロジェクトの維持管理費を算出する。

### (4) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を得る。なお、機材については入札に対応できる精度を確保する。

#### <準拠ガイドライン>

具体的な積算にあたっては、上記マニュアルの補完編（建築分野）（2017年7月）及び機材編（2017年7月）を参照する。

### (5) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、現地仕様からの改善や管理体制を勘案した上で、コスト縮減の可能性を十分に検討し、取りまとめる。

### (6) 予備的経費の検討

本プロジェクトに係る予備的経費の検討のため、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、JICAに提供する。

- ア 経済状況、市場変化にかかるリスク（為替変動、インフレ率等）
- イ 工事量変動にかかるリスク
- ウ 自然条件にかかるリスク（高温、砂嵐、洪水、降水等）
- エ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ 治安状況にかかるリスク

### (7) 協力対象事業実施にあたっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

### (8) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計での対応によるリスク軽減策を検討する。

### (9) プロジェクトの評価

本プロジェクトの成果を定量的かつ的確に評価可能な指標を検討・設定し、同指標設定に必要なデータの収集等を行う。

プロジェクトの評価については、妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

評価指標は、「基礎教育協力の評価ハンドブック」及び、「無償資金協力開発課題別の標準指標例（2016年3月）」を参照し、JICAと協議の上、設定する。

#### （10）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取りまとめ、その内容についてJICAと協議する。

### <現地調査Ⅱ>

#### 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮、免税手続きなど、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

### <国内解析Ⅱ>

#### 準備調査報告書等の作成

相手国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

ア 概略事業費（無償）積算内訳書

イ 機材仕様書

ウ 準備調査報告書

エ 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

なお、ア 概略事業費（無償）積算内訳書及び ウ 準備調査報告書についてはプロジェクト内容の計画策定の時期から、JICAと事前打合せを行いながら作成することとする。

## 6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、（5）から（6）、（8）から（10）を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、ジブチ側実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意することとする。

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| （1）業務計画書                | ：和文3部              |
| （2）インセプション・レポート         | ：和文1部<br>：仏文1部     |
| （3）現地調査結果概要（現地調査Ⅰ）      | ：和文1部              |
| （4）準備調査報告書（案）           | ：和文1部<br>：仏文1部     |
| （5）概略事業費（無償）積算内訳書       | ：和文2部              |
| （6）機材仕様書                | ：和文2部<br>：仏文2部     |
| （7）概要資料<br>（※完成予想図を含む。） | ：和文1部及びCD-R1枚      |
| （8）準備調査報告書              | ：和文（製本版）8部及びCD-R2枚 |

(※完成予想図を含む。)	: 仏文 (製本版) 15 部及び CD-R 2 枚
	: 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚
(9) デジタル画像集	: CD-R 2 枚 (デジタル画像 60 枚程度)
(10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版	: 和文 3 部
	: 仏文 3 部
(11) 免税情報シート	: 和文 1 部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条 (改訂版) に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に仏文を作成し、JICA に提出する。

注3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注4) (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書については、2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」の補完編 (建築分野) (2017 年 7 月) 及び機材編 (2017 年 7 月) を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン (2015 年 4 月)」を参照することとする。

注5) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、仏文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 調査実施スケジュール

2019年5月下旬より国内事前準備を開始し、2019年6月上旬より現地調査Ⅰを行う。帰国後に国内解析Ⅰ（積算審査に要する期間含む）を行い、2019年12月上旬から現地調査Ⅱ／準備調査報告書（案）の説明、2020年1月下旬までに概要資料を提出、2020年2月上旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

項目	時期											
	2019年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月
(概略設計調査)												
国内事前準備			□									
現地調査Ⅰ (OD)			■									
現地調査結果概要				△								
国内解析												
準備調査報告書 (案)												
現地調査Ⅱ												
概略設計ドラフト説明 (DOD)												
概略設計概要資料提出												
最終報告書提出												

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

#### (1) 調査期間：

全体： 約 13.72 M/M（通訳は含まない）

#### (2) 業務従事者の構成

##### 1) 分野構成：(a) 業務主任/建築計画（2号）

(b) 建築設計（3号）

(c) 設備計画

(d) 施工計画/積算

(e) 機材計画/積算

(f) 教育計画（3号）

(g) 通訳（仏語）

##### 2) 現地調査Ⅰ：(a) (b) (c) (d) (e) (f) (g)

##### 3) 現地調査Ⅱ：(a) (b) (g)

\* 業務従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者構成がある場合、理由とともにプロポーザルに含めて提案すること。なお、通訳については、現地通訳手配についても提案可能とする。

#### (3) 通訳

本調査には通訳を必ず配置すること。日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

### 3. 配布資料等

#### <配布資料>

- (1) 対象サイト地図

#### <参考資料>

以下の資料については JICA 図書館サイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)にて入手可能

- 1) ジブチ共和国 中学校校舎建設計画基本設計調査報告書  
([http://open.jicareport.jica.go.jp/246/246/246\\_404\\_11112653.html](http://open.jicareport.jica.go.jp/246/246/246_404_11112653.html))
- 2) ジブチ共和国 小学校建設計画基本設計調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000042201.html>)
- 3) ジブチ共和国 基礎教育強化計画基本設計調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000159389.html>)
- 4) ジブチ共和国 初等・中等教員養成校建設計画協力準備調査(予備調査)報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000249528.html>)
- 5) ジブチ共和国 初等・中等教員養成校建設計画準備調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000252753.html>)
- 6) 基礎教育協力の評価ハンドブック  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000002640.html>)

以下の資料については JICA ナレッジサイトより入手可能

- 1) 基礎研究報告書「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」  
(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/965655DEBA9E946249256F2B003E6F5B/39469AC99E7133C749257F8D001DCA6E?OpenDocument>)

### 4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

#### (1) 現地調査 I

- 1) 団員構成：(a) 総括 (JICA)
- 2) 調査行程：約 10 日間
- 3) 調査目的：  
相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、討議議事録 (ミニッツ) (英語・仏語) を取りまとめる。

#### (2) 現地調査 II

- 1) 団員構成：(a) 総括 (JICA)
- 2) 調査行程：約 8 日間
- 3) 調査目的：  
準備調査報告書 (案) について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる。

### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することができる。

#### ア. 地形測量

#### イ. 地質・地盤調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン (2017年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関し

ては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地企業の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、これらの調査に要する経費については別見積とする。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国無償資金協力（施設・機材等調達方式）として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン（2017年9月）」の様式2および様式3を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任及び通訳は総括の滞在期間中、原則として総括の調査に同行するが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

## 7. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ジブチ支所、在ジブチ日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。同支所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

## 8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

## 9. 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上

ジブチ国バルバラ地区小中学校建設計画協力準備調査に係る  
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、ジブチ国の要請内容も勘案の上、本邦コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目（例）

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

成果品：測量図等

(2) 地質・地盤調査

目的：建築物の基礎設計に必要な情報を収集する。

内容：サウンディング試験、ボーリング調査等（対象となる建造物の延床面積は 6,500 平米を想定）。また膨張性土等の有害土の有無の確認。

成果品：地質・地盤調査報告書等

(3) 地下埋設物確認

目的：工事に支障をきたす可能性のある地下埋設物の有無を確定する

内容：試掘等

成果品：地下埋設物報告書

3. 対象サイト：全調査対象サイトを調査対象とすることを前提として計画する。

以上